給与支払報告書
特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書（提出用）

〒999-3192
山形県上山市河崎一丁目１番１０号
上山市長　様
令和　　年　　月　　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

氏名又は名称	㊞
所在地	〒
法人番号又は個人番号	

特別徴収義務者指定番号	

この届出書に応答される方

係	
氏名	
電話	（　）　－ 内線

給与所得者			(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払総額
個人番号									月分から　月分まで
フリガナ									円
氏名		(旧姓)							控除した社会保険料額
旧住所	（　年１月１日現在の住所）			月分から 月分まで	月分から 月分まで				月分から　月分まで
			円	円	円	年 月 日	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散 7.住所誤報 8.その他 （　）	1.特別徴収継続（①欄へ） 2.一括徴収（②欄へ） 3.普通徴収（③欄へ）	円
現住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）								

①特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先の名称及び所在地		
	フリガナ	
	名称	
	所在地	〒 電話（　）　－
	法人番号	
	新勤務先で　　月分から毎月　　円を徴収する旨連絡	済 未

②給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定			納入月
		徴収予定月日	徴収予定金額	徴収税額（上記(ウ)と同額）	
1．異動が２０２０年12月31日までで申し出があったため（　月　日申出）		月　日	円		一括徴収した税額は［　月分］に納入します。（　月　日納期分）
2．異動が２０２１年１月１日以降で特別徴収継続の希望がないため		月　日	円	円	

③普通徴収の場合、次のいずれかを選択してください。※１月以降に退職される方は必ず一括徴収になります。

□１．異動が６月から12月までの間で、一括徴収の希望がないため。
□２．異動が１月から５月までの間で、支払うべき給与又は退職手当等の金額が未徴収税額以下のため。
□３．死亡による退職であるため。

処理	宛名番号	地区	世帯番号	指定番号	新指定番号	区分	事由	決定	開始	入力(現年度)	入力(新年度)
										／	／